

ゆかい村再発見プロジェクト業務委託仕様書

1. 業務名

ゆかい村再発見プロジェクト業務委託

2. 委託期間

契約の翌日から平成 31 年 3 月 26 日まで

※ただし、委託業務の内容により、双方合意の上、委託契約終了日を前倒しすることがある。

3. 事業目的

本事業は、平成 29 年度に実施したゆかい村再発見プロジェクト事業を踏襲し、外部の視点を持つ学生等と地域住民が連携して地域の良さを見つめなおし、魅力的な資源を商品化し、地域経済の活性化により持続可能な地域づくりを目指していくことを目的とする。

4. 事業内容

- ① ゆかい村再発見プロジェクトの体制強化
- ② 学生と村民によるワークショップの開催（年 2 回以上）
 - ・ ゆかい村ポータルサイトの効果検証
 - ・ 着地型旅行商品の開発
 - ・ お土産商品の開発 等
- ③ ゆかい村ポータルサイトの情報拡充
 - ・ 観光コンテンツの充実
 - ・ 祭や人情情報の充実
 - ・ ②で開発した情報の追加
 - ・ ファンクラブの設立 等
- ④ 風間浦村 PR ムービーの制作
 - ・ 専門家による通年での撮影および編集
 - ・ PR ムービーを収録した DVD の作成
 - ・ ゆかい村ポータルサイトでの公開
- ⑤ その他上記事業目的の遂行のために必要な事項

5. 提案に係る要件

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- ① 本業務の指導者として従事する者は、十分な能力（知識及び経験を有する）を持つ者とする。
- ② ひとづくり・地域おこし等に精通した者をコーディネーターとし、学生と村民を交えたワークショップを開催すること。
- ③ 学生等による調査・研究等に関する旅費は、風間浦村職員等の旅費に関する条例に準じる金額とすること。
- ④ 宿泊費は、1泊2食あたり税込 8,750 円を上限とすること。

6. 成果物

- ① 提出物
 - ・ 事業計画書（契約締結後）

- ・業務実施報告書
 - ・PRムービーを収録したDVD（1枚）
- ② 納入場所
風間浦村産業建設課
- ③ 適用
成果品に関する著作権及び所有権は、成果品の引き渡しがあった時、全て風間浦村に帰属する。

7. その他

本仕様書に規定がない事項について疑義が生じたときは、発注者、受託者協議の上決定するものとする。